

欧州委員会「欧州の循環型経済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・欧州ではリサイクル事業が厳しい状況にあり、環境法制度の見直しが求められている。こうした中、2025年12月23日政策パッケージが公表された。

●「欧州の循環型経済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」(→p.2)

●「循環型プラスチックパッケージに関する Q&A」(→p.6)

●「欧州の循環型経済への移行：プラスチックの循環性の向上」(→p.9)

●「プラスチック廃棄物 - EU 全体の廃棄物でなくなる基準」(→p.19)

・ここで、「欧州の循環型経済への移行：プラスチックの循環性の向上」は欧州が置かれた状況をリアルに分析している。

・また「プラスチック廃棄物 - EU 全体の廃棄物でなくなる基準」で、プラスチック廃棄物がある要件を満たしているとき、法制度上、廃棄物でなくなったと見なす、注目すべき施行規則案が一般協議に付された。

・この案は、食品接触材料を含め、あらゆるプラスチック製品に適用される。プラスチックの材質についても制限がないように見受けられる。

・廃棄物でなくなったと見なす条件は、メカニカルリサイクルプロセスと溶剤ベースのリサイクルプロセス（これらをフィジカルリサイクルと総称する）をベースとし、投入材について附属書 I セクション 1 の基準、プロセスについて同 2 の基準、製品について同 3 の基準に適合することである。

・EU 域外からの輸入品については、上記に加え、第 5 条 品質管理システムの第 7 項と第 8 項に示す要件を満たすとき、廃棄物でなくなったと見なされる。

欧州委員会「欧州の循環型経済を促進し、プラスチックリサイクルを強化するための新たな対策パッケージ」2025 年 12 月 23 日

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_3151

欧州委員会は、特にプラスチック部門に焦点を当て、欧州の循環型経済への移行を加速するための最初のパイロット・アクションを発表した。これらの措置は、プラスチックのリサイクルを最適化することで、単一市場の潜在能力を更に引き出し、EU の経済安全保障、戦略的自立性、競争力、そして環境の持続可能性を高めるものである。これは、循環性と資源効率性を欧州の産業競争力強化の重要な手段として強調したドラギ総裁報告書の分析とも一致している。

循環型経済への移行を加速するため、欧州委員会は 2 段階のアプローチを採用している。第 1 段階では、特定の部門への圧力が深刻であることから、このパイロット・アクション・パッケージには、特にプラスチック部門における循環性を支援するための一連の具体的な短期的措置が含まれており、同時に投資とイノベーションをより広範に促進する。第 2 段階として、欧州委員会は 2026 年に、二次原材料の単一市場の機能向上を図るための更なる横断的措置を含む循環型経済法案を提案する予定である。

循環型経済は、プラスチック部門にとって大きな機会となる。欧州委員会共同研究センターの調査によると、循環型ソリューションは、2050 年までにプラスチックリサイクル業界の気候関連排出量を 45%削減し、エネルギー消費を脱炭素化し、貿易収支を年間 180 億ユーロ改善できることを示している。

プラスチックリサイクル業界は、リサイクル材料市場の分断、エネルギーコストの高騰、バージンプラスチック価格の変動、第 3 国からの不公平な競争など、増大する圧力に直面している。これらの課題は既に大きな打撃を与えており、EU のリサイクル業者は稼働率の低下や経済的損失に見舞われており、EU の循環性目標と産業競争力を脅かしている。

市場の分断の克服

リサイクルプラスチックの自由な移動に関する EU 全体で統一され、予測可能な規則が存在しないことが、市場の分断につながっている。本日提示された措置は、プラスチック市場のより統合された市場の構築に貢献するものである。

本日の対策パッケージの一環として、欧州委員会は、廃棄物枠組み指令に基づき、EU 全体でプラスチックの廃棄物処理基準を策定するための施行法案を提示する。リサイクル材が再利用対象材料と見なされる基準を EU 全体で設定することは、リサイクルプラスチックの単一市場を確立し、リサイクル業者、特に中小企業の行政手続きを簡素化し、欧州全域で高品質なリサイクル材の安定供給を確保するための重要なステップです。最終採択に先立ち、法案草案は本日公表され、2026 年 1 月 26 日までパブリックコメントを募集する。

欧州委員会はまた、シングルユースプラスチック指令に基づく PET 製使い捨て飲料ボトルのリサイクル材含有量に関する施行法案を加盟国に提出し、投票にかける。これらの規則は、プラスチックケミカルリサイクル業者に新たな機会を創出し、一定の条件の下で、ケミカルリサイクルされたプラスチックがメカニカルリサイクルされたプラスチックを補完し、EU のリサイクル目標の達成に貢献することを保証する可能性がある。より明確な規制枠組みは、法的確実性を高め、欧州全域におけるケミカルリサイクルへの投資を促進することも期待される。

欧州委員会はまた、循環型プラスチック同盟を再始動し、強化することを計画しており、プラスチックバリューチェーン全体に亘る協力のための構造化された包括的なプラットフォームとして強化し、業界の利害関係者、加盟国、欧州委員会が共同で共通の優先事項を特定し、欧州のプラスチック部門の競争力と循環性に影響を与える主要な課題に取り組むことができるようにする。

公正な競争の確保

EU 産プラスチックと輸入プラスチック間の公正な競争を確保するため、欧州委員会はバージンプラスチックとリサイクルプラスチックにそれぞれ別々の通関コードを作成する。これは、税関及び各国の市場監視当局による輸入プラスチックに関する EU 規則の執行を支援するものである。

欧州委員会はまた、EU 及び世界市場におけるバージンプラスチック及びリサイクルプラスチックの監視活動を発表し、EU 産プラスチックと輸入プラスチック間の公正な競争を確保するための貿易措置の策定に役立てる。欧州委員会は、2026 年にこれらの措置の状況の評価する。

投資とイノベーションの促進

欧州委員会は、各国の銀行及び欧州投資銀行との連携を活用し、循環型プロジェクトへの支援を強化する。競争力調整ツール（CCT）のパイロットプログラムを立ち上げることで、地域横断循環型ハブを支援する。これらのハブは、リサイクルと循環型の取り組みを拡大するためのスマートな専門化と国境を越えた協力を促進する。

シングルユースプラスチック指令の影響評価

欧州委員会は本日、使い捨てプラスチック指令（SUPD）を評価するためのパブリックコメント募集とエビデンスの募集を開始した。これは、指令が特定のプラスチック製品の海洋環境及び人間の健康への影響をどの程度削減し、循環型で革新的かつ持続可能な経済を促進しているかを検証するための第一歩である。この協議とエビデンスの募集は、2026年3月17日まで、全ての関係者に公開される。

背景

欧州は循環型経済への移行を加速させる必要がある。限られた天然資源を賢明に利用することは、経済の安全保障、競争力の向上、そして炭素排出量の削減に不可欠である。

EUは循環型政策において主導的な役割を果たしているが、その進展は緩やかである。2024年には、EUで使用される材料の12.2%が再生材で、2015年の11.2%から僅かに増加した。EU法、競争力コンパス、クリーン・インダストリアル・ディール、そしてREsourceEU行動計画で設定された目標を達成するためには、欧州は循環型経済の実践に対する障害を取り除く必要がある。

EUは、競争力コンパスに示された通り、2030年までに循環型経済における世界のリーダーとなることを目指している。この方向への重要な一歩となるのが、2026年末までに採択が予定されている循環経済法です。この法律は、リサイクル材の単一市場の確立と、EU域内におけるリサイクル材の需給改善に貢献するだろう。

本日の措置は、フォンデアライエン委員長が2025年9月の一般教書演説で表明した、欧州の循環型経済への移行を加速するという公約を実現するものである。このパッケージは、主要セクターに焦点を当て、的を絞った実践的な措置を導入することで、2026年に成立する強力な循環型経済法の基盤を築く。

詳細はこちら

Q&A

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_25_3152

欧州の循環型経済への移行加速に関するコミュニケーション：プラスチックの循環性向上

https://environment.ec.europa.eu/publications/communication-accelerating-europes-transition-circular-economy-boosting-circularity-plastics_en

循環型経済に関するウェブサイト

https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy_en

プラスチック戦略に関するウェブサイト

https://environment.ec.europa.eu/strategy/plastics-strategy_en

循環型プラスチック同盟に関するウェブサイト

https://single-market-economy.ec.europa.eu/industry/industrial-alliances/circular-plastics-alliance_en

シングルユースプラスチックに関するウェブサイト

https://environment.ec.europa.eu/topics/plastics/single-use-plastics_en

廃棄物が廃棄物でなくなる基準に関するパブリックコメント

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14848-Plastic-waste-EU-wide-end-of-waste-criteria_en

シングルユースプラスチック指令に関するエビデンスとパブリックフィードバックの募集

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14422-Rules-on-single-use-plastics-and-fishing-gear-evaluation-_en

ビデオ – 我々はプラスチックの蛇口を止められるか？

https://environment.ec.europa.eu/news/video-can-we-turn-plastic-tap-2025-07-30_en

循環型経済に関する JRC 報告書

https://joint-research-centre.ec.europa.eu/jrc-news-and-updates/circular-economy-could-slash-231-million-tonnes-co2-heavy-industry-year-2025-10-03_en

引用

ヨーロッパの競争力とレジリエンス（回復力）は、資源の効率的な活用にかかっています。本日の措置により、私たちは苦境に立たされているヨーロッパのプラスチックリサイクル部門を支援し、循環型素材の真の単一市場の構築に向けて具体的な措置を講じます。これは、ヨーロッパの産業に新たな機会を創出し、循環型への移行を加速させ、依存度を低減し、未来を見据えた経済の確立を目指すものです。

ジェシカ・ロスウォール 環境・水レジリエンス・競争力のある循環型経済担当委員

このイニシアティブは、私たちの新たな産業戦略の真髄、即ち産業の脱炭素化を経済競争力の源泉とすることを、正に体现しています。本日、私たちはヨーロッパのプラスチック産業を支援するための重要な措置を提案します。このイニシアティブは、良い行いをすることで、成功を収めるもの。循環型経済を促進することで、ヨーロッパ全体に新たなビジネスチャンスを生み出すだけでなく、特にプラスチックに焦点を当てた循環型材料の単一市場を強化し、EU初の真の二次市場のための適切な条件を整えます。これらの提案は、RESouceEUによる重要原材料のリサイクル促進イニシアティブと相まって、欧州の経済安全保障の強化に役立ち、ひいては経済の競争力向上に大きく貢献するでしょう。

ステファン・セジュールネ 繁栄・産業戦略担当執行副議長

「循環型プラスチックパッケージに関する Q&A」2025 年 12 月 23 日

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_3152

欧州委員会はなぜ今、これらの措置を提案しているのか？ また、この措置パッケージの全体的な目的は何なのか？

欧州委員会は、EUのプラスチックリサイクル産業が直面している喫緊の課題に対応するため、この措置パッケージを提案した。特に、リサイクル能力の低下と国際競争における不公平な競争条件が懸念される。この短期的な取組みは、欧州委員会が2026年に提案する予定の循環経済法（CEA）に向けた重要な第一歩となる。

原油安と EU 域外諸国の過剰生産能力を背景に、欧州のプラスチックリサイクル能力の伸びは鈍化し、2021年の17%から2022年には10%、2023年には6%に落ち込んでいる。その結果、相当な生産能力が遊休状態となり、リサイクル企業は倒産の危機に直面している。今年末までに、生産能力はフランスのリサイクル能力に相当する100万トン減少する見込みである。

これら全てが、今後数年間でプラスチック製品に再生材を配合する割合の増加を義務付ける包装廃棄物と廃車に関する既存の EU 規則によって促進される、リサイクルと循環型プラスチックへの需要増加を、このセクターが活用する能力を損なっている。

このパッケージの全体的な目的は、このセクターを支援するとともに、循環型プラスチック経済の実現に向け、より包括的かつ体系的なアプローチの基盤を築くことである。これは、より循環的で競争力があり、低炭素な経済への移行を支援するための欧州委員会の幅広い取り組みの一環である。

EU 全体の廃棄物処理基準は、企業と消費者にどのような利益を齎すか？

EU 全体のプラスチック廃棄物処理基準は、プラスチック廃棄物が廃棄物ではなくなり、再び原材料と見なされる時期について、企業にとって明確で統一されたルールを提供する。

この新たな統一ルールは、行政上の負担を軽減し、単一市場全体で公平な競争条件を実現する。これにより、国境を越えた再生プラスチックの取引と利用が容易になる。共通の品質基準を確立することで、再生プラスチックへの信頼が高まり、生産者はより多くの製品にこれらの基準を適用できるようになり、リサイクル分野への新たな投資が促進される。

消費者にとって、これらの措置は、再生プラスチックが高品質かつ安全基準を満たすことを保証し、品質を損なうことなく、より持続可能な製品への二次原料の利用を促進するのに役立つ。

同時に、本日提案された措置は、プラスチック廃棄物の収集とリサイクルを奨励し、エネルギーの節約、温室効果ガスの排出量の削減、環境と健康への影響の軽減に貢献する。

全体として、廃棄物最終基準は、再生プラスチックを廃棄物ではなく貴重な二次原料として扱うことで循環型経済を強化し、経済と地球の双方に利益を齎す。

パブリックコメントは 2026 年 1 月 26 日まで受け付けている。

欧州委員会はケミカルリサイクルをどのように支援しているか？

EU はプラスチック廃棄物の増加に直面しており、収集、選別、リサイクルへの取り組みを強化することが不可欠である。

EU は、リサイクル目標を達成するために、焼却や埋め立てよりも環境への影響が少ない全体的なリサイクル技術を支援している。メカニカルリサイクルは、排出量の削減とエネルギー効率の向上という利点がある。同時に、ケミカルリサイクルは、機械的方法が実現不可能な場合、特に食品包装など、高品質の再生材が必要な場合に重要な役割を果たす。

欧州委員会は本日、ポリエチレンテレフタレート (PET) 製のシングルユースプラスチック飲料ボトルにおける再生材含有量の計算、検証、報告に関する新たなルールを加盟国に提出する。この規則は、初めてケミカルリサイクルされた成分も対象とする。このルールが採択されれば、EU はシングルユースプラスチック指令で設定された意欲的な再生材含有量目標を達成し、技術中立的な方法で革新的なリサイクル技術への投資を促進することに貢献するだろう。このイニシアティブは、投資家に対し、ケミカルリサイクルの長期的な可能性に対する法的確実性と信頼を与えることを目的としている。

このパッケージは、REsourceEU イニシアティブとどのように関連しているか？

どちらのイニシアティブも、原材料の確保と、再生材のための活気ある国内市場の創出に貢献し、EU の戦略的自立性を高め、経済的レジリエンスを強化することを目的としている。

REsourceEU は重要な原材料に焦点を当てているが、このパッケージは主にプラスチックに焦点を当てている。これにより、サプライチェーンのレジリエンスが強化され、輸入バーজন原材料への依存度が低減されるだけでなく、EU 域内における二次原材料の価値と利用度も向上する。

欧州委員会は、輸入原材料による不公平な競争の可能性を考慮し、欧州のリサイクル業者にとって公平な競争条件をどのように確保するのか？

欧州委員会は、欧州のリサイクル業者にとって公平な競争条件を確保するための包括的な解決策の開発へのコミットメントを改めて表明している。

欧州委員会は、新設された輸入監視タスクフォースと、2025 年 3 月に導入された特定の工業用化学物質を対象とした監視システムの両方を通じて、プラスチックの輸入を引き続き綿密に監視する。欧州委員会は、ダンピング輸入や補助金輸入による損害の証拠を EU の影響を受ける企業から入手した場合、貿易防衛調査を実施する。この意味合いにおいて、欧州委員会は既にプラスチック産業関連製品に対し 6 つの貿易防衛措置を発動している。特に PET については、中国に対して反ダンピング措置、インドに対しては反補助金関税が課されており、これらは再生 PET とバーজন PET の両方を対象としている。現在、より広範な

プラスチック関連製品を対象とした更なる調査が進行中である。欧州委員会は、2026 年中に EU のプラスチックバリューチェーンにおける公平な競争条件を確保するための追加措置の必要性を判断する予定である。

欧州委員会はまた、プラスチック輸入のコンプライアンス監視を強化するための措置も講じる。食品接触材料を含むバージンプラスチックと再生製品を区別するために、税関コードを改訂する。更に、食品接触包装材料に使用される再生プラスチックに関する規則の執行を強化し、特に EU 域内外のリサイクル施設の監査を実施する。これにより、EU 基準と持続可能な慣行への遵守が確保される。

これらの輸入措置は、廃棄物輸送規則に基づき 2026 年 11 月から適用される、OECD 非加盟国への EU プラスチック廃棄物輸出禁止措置を補完するものである。

循環型プラスチック同盟（CEA）の再開は、プラスチック業界が直面する課題に、産業界及び加盟国と共同で取り組む上で極めて重要である。

このパッケージは、今後制定される循環型経済法とどのような関係があるのか？

この短期的な取り組みパッケージは、欧州委員会が 2026 年に提案を予定している循環型経済法に向けた第一歩となる。本日発表された措置は、単一市場におけるプラスチックのリサイクルを支援し、投資とイノベーションを促進するための短期的な効果のある行動に重点を置いている。

循環型経済法は、二次原材料の単一市場における障壁を取り除き、その機能を改善し、循環型材料への需要を促進するための、より包括的な措置を導入する。

本日発表されたパッケージには、CEA の長期ビジョン、即ちリサイクル材料の利用拡大、循環型ビジネスモデルへの投資促進、そして欧州の競争力と資源安全保障の確保に向けた行動が含まれている。

「欧州の循環型経済への移行：プラスチックの循環性の向上」2025 年 12 月 23 日

https://environment.ec.europa.eu/publications/communication-accelerating-europes-transition-circular-economy-boosting-circularity-plastics_en

欧州委員会から欧州議会、欧州閣僚理事会、欧州経済社会委員会、及び地域委員会へのコミュニケーション

欧州の循環型経済への移行を加速：プラスチックの循環性向上のためのパイロットプロジェクト

1. はじめに

循環型経済は、欧州の環境・気候変動対策の重要な推進力であり、経済の安全保障、レジリエンス（回復力）、そして競争力にとって不可欠である。ドラギ報告書で強調されているように、主要セクターにおける循環性の向上は、資源効率の向上、原材料輸入への依存度の低減、そしてEUの産業基盤の強化といった計り知れない価値を生み出す可能性がある。原材料の節約1トン、製品や材料の再利用・リサイクル1つ1つが、欧州の経済レジリエンス（回復力）の強化、産業競争力の強化、そして排出量と環境への影響の削減に繋がる。この戦略的可能性の証拠は明白である。欧州のエネルギー集約型セクター全体に循環型ソリューションを導入することで、2050年までにEUの貿易黒字が4%増加し、エネルギー集約型セクターの生産に伴うライフサイクル全体の温室効果ガス排出量が2050年までに2億トンCO₂相当削減される可能性がある。更に、焼却セクターの排出量も大幅に削減され、金属鉱石、電力、化石燃料の需要も大幅に減少する(1)。循環型経済はEUにとって大きなビジネスチャンスでもある(2)。循環型経済セクターは既に年間約3,160億ユーロの粗付加価値を生み出し、約1,310億ユーロを投資し(3)、430万人を雇用し、2030年に向けて大きな成長の可能性を秘めている。

しかし、こうした機会があるにも係らず、真の循環型経済に向けた進展は依然として遅々として進んでいない。EUは、2030年までに欧州の循環型経済率を24%に倍増させるという目標の達成には依然として程遠い状況にある。2010年から2024年にかけて、経済におけるリサイクル材の割合は10.7%から12.2%へと僅かに増加したに過ぎない(4)。より強力かつ協調的な行動がなければ、競争力コンパス、クリーン産業協定、そしてRESourceEUの目標を完全に達成することはできない。

進展を加速させるため、欧州委員会は2026年に循環経済法を提案し、構造的な障壁に対処し、廃棄物と二次原材料の単一市場を創設し、循環型製品、サービス、ソリューションへの需要を促進する予定である。それぞれの原料の流れは、それぞれに固有の障壁に直面しており、それぞれに適切な対策を講じる必要がある。これらの障壁を取り除き、循環経済の潜在能力を最大限に引き出すためには、地方、国、EUレベルで協調的な行動をとる必要がある。

しかしながら、特定のセクターへの圧力は既に深刻化している。従って、本報告書は、循環型経済法に向けた最初のパイロット事業として、プラスチック分野における循環性を支援するための短期的な対策に焦点を当てる。これらの対策は、より統合されたプラスチック市場に向けた具体的な一歩であり、規制の確実性と公平な競争条件の下で、欧州のリサイクル

業者がリサイクルの拡大において役割を果たせるようにし、イノベーションと投資を促進することを目指している。

私たちの活動は、欧州委員会の最近のバイオエコノミー戦略および REsourceEU と補完的なものであり、これらは主要なバリューチェーン全体における循環性、レジリエンス、競争力の強化に貢献している。

EUにおける競争力のある循環型プラスチック分野の確保

プラスチックは、包装、建設、自動車、電子機器、ヘルスケアなど、多くの分野にとって不可欠である。幅広い製品におけるプラスチックの使用は経済的利益を齎したが、同時に多大な廃棄物の発生にも繋がっている。EUで生産される約5,800万トンのうち、回収・選別されるのは僅か半分であり、新しいプラスチックにリサイクルされるのは約13%に過ぎない(5)。プラスチックのバリューチェーン全体で発生する損失やポイ捨ては、廃棄物管理の欠陥と相まって、本来であれば効果的に収集、管理、リサイクル出来るはずの物質の流れをそらすことで、プラスチックの潜在能力を制限し続けている。(4)

循環型経済はプラスチック業界にとって大きなチャンスである。循環型ソリューションは、プラスチックバリューチェーン全体で、二酸化炭素換算で約8,000万トンの排出量を削減し、EUの環境目標達成に大きく貢献する可能性がある。また、循環型ソリューションは、2050年までにプラスチック業界の貿易収支を年間180億ユーロ改善させる可能性も秘めている(6)。包装・包装廃棄物規制やシングルユースプラスチック指令といった最近の立法措置は、プラスチック業界における循環型経済の需要を大幅に高め、ビジネスケースの強化に貢献するだろう。更に、暫定合意を受けて、欧州委員会は共同立法者に対し、車両設計における循環性要件と使用済み車両の管理に関する規制案の採択に向けた立法プロセスを可能な限り早期に完了するよう求めている。この規制案は、特に新車への再生プラスチックの搭載に関する新たな目標設定を通じて、欧州産再生プラスチックの需要を更に加速させるだろう。

しかし、正に今、プラスチックリサイクル業界は、リサイクル及び循環型プラスチックに対する需要増加の期待に応える能力を損なうリスクのある重大な課題に直面している。リサイクル部門は、高エネルギーコスト、バージンプラスチックの低価格かつ予測不可能な価格（原油価格に連動）、そして他地域の過剰生産能力とリサイクルプラスチックの需要不足に起因する安価なプラスチック（多くの場合、リサイクル済みと偽ってクレームされているバージンプラスチック）の輸入との競争に直面している。これらの圧力により、EUのプラスチックリサイクル業者は稼働率の低下、多大な経済的損失、そして場合によっては倒産に至っている。EUのプラスチックリサイクル能力は、2021年に17%、2022年に10%の成長率

を記録し、2023年には1,320万トンに達したが、2023年には成長率が6%に鈍化し、2025年末までに約100万トンの純減に転じると予想される。これはフランスのリサイクル能力に匹敵する量である。この生産能力の縮小は、環境コンプライアンスの観点だけでなく、産業競争力、経済成長、雇用維持にも課題を齎す。特に、EUの廃棄物輸送規則に基づき、EU域内のプラスチック廃棄物の非OECD諸国への輸出が禁止されたことに伴い、EUが急増するプラスチック廃棄物を処理する必要性に迫られている時期には、これは大きな懸念事項である。

この傾向を逆転させるには、EU及び加盟国レベルで、リサイクルと再生材の普及を促進し、再生可能なバイオベースプラスチック(7)を含むイノベーションを促進するための緊急の行動が必要である。こうした背景から、EUは、主要な障壁、特に市場の分断、不公正な競争、そして単一市場におけるセクター全体に亘る公平な競争条件の確保という広範な必要性に対処するための、一連の具体的な短期的措置を推進している。

市場の分断の克服

再生プラスチックの自由な移動に関するEU全体で調和のとれた予測可能な規則が存在しないことが、市場の分断化に繋がっている。この分断は、品質と安全性への懸念(旧物質の優先化を含む)に起因するリサイクル材の需要低迷、そして真に統合されたリサイクルプラスチック単一市場の欠如によって一層悪化している。

本日提示された措置は、プラスチック市場の統合強化に貢献するもの

まず、欧州委員会は、廃棄物碎組み指令に基づく施行法を示し、メカニカルリサイクルプラスチックのEU域内における廃棄物でなくなる基準を定め、リサイクルプラスチックの単一市場を創設する。これにより、プラスチック廃棄物単一市場の条件が整う。新たなルールが採択されれば、リサイクルプラスチックはもはや廃棄物として分類されなくなり、EU域内全体に適用される統一基準に従い、27加盟国全てにおいてより容易に流通できるようになる。これらの措置は、製造業におけるリサイクルプラスチックの利用を促進し、リサイクル業者、特に中小企業の行政負担を軽減し、EU域内における高品質なリサイクル材のより安定した供給を支援することを目的としている。業界の推計によると、EU全体でプラスチックの廃棄物最終基準がないため、EUのプラスチックリサイクル部門では年間約1億2,000万ユーロ、リサイクル業者1社当たり平均約26万ユーロの追加コストが発生している。

第二に、欧州連合(EU)におけるケミカルリサイクル投資の法的確実性を高めるため、史上初の「マスバランス配分ルール」を提案する。このルールは、リサイクル含有率目標に算入できるケミカルリサイクルの払出しの割合を決定する。この最初の一連のルールは、シン

グルユースプラスチック指令に基づくリサイクル含有率目標の実施に関するもので、具体的には 2025 年までに PET ボトルのリサイクル含有率を 25%、2030 年までに全ての飲料ボトルのリサイクル含有率を 30%にするという目標である。シングルユースプラスチック指令（PET ボトル）に基づくケミカルリサイクルプラスチック含有率の計算、検証、報告に関する統一ルールは、ケミカルリサイクル材を目標達成に算入することを可能にし、循環型プラスチックバリューチェーンにおいて、メカニカルリサイクルを補完するケミカルリサイクルの役割を認識している。これらのルールは投資を促進するのに役立つ。欧州のプラスチック業界は、今後数年間でケミカルリサイクルに最大 80 億ドルの投資を計画しているが、その成功を確実にするための適切な規制の枠組みを求めている。

対策	タイムライン
シングルユースプラスチック指令（PET ボトル）に基づくケミカルリサイクルされたプラスチック含有量に関する規則の設定 - 加盟国への投票のために送付	本通知で提示
EU 全体のプラスチック廃棄物最終処理基準を定める施行法に関するパブリックフィードバックプロセスを開始し、EU 全体のプラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準に関する作業を完了	本通知で開始

共通の優先行動を特定するために循環型プラスチック同盟を再始動

循環型プラスチック同盟（CPA）は、欧州プラスチック戦略に基づき 2018 年 12 月に発足し、廃棄物収集業者からリサイクル業者、一次生産者、加工業者、ブランドオーナー、小売業者に至るまで、プラスチックバリューチェーン全体に亘る主要な業界関係者を結集しています。2025 年までに新製品に使用される再生プラスチックを 1,000 万トンにするという公約に基づき、CPA はプラスチックバリューチェーンを活性化し、リサイクル設計の標準化要請への貢献や再生プラスチックフローのモニタリング改善など、いくつかの重要な分野で進展を遂げてきた。

これらの成果を基に、新たな課題に直面しつつも EU プラスチックの競争力ある循環性を更に加速させるためには、循環型プラスチック同盟、加盟国、そして欧州委員会間の緊密な協力が不可欠である。

従って欧州委員会は、循環型プラスチック同盟を再編・強化し、業界関係者及び加盟国と共同で、欧州プラスチックセクターが直面する主要な課題を特定、議論し、対処していく。刷新された同盟は、このセクターにおける前例のない危機に対処するための強固なプラットフォームとなるだろう。

この目的のため、欧州委員会は、一連の緊急の成果に焦点を当てた、2026年に向けた同盟の共同作業計画を提案する。特に、CPAの活動は、本報告書の以下のセクションで提示する作業の流れの構築と優先順位付けを支援するものとなる。これには、EUにおけるプラスチック産業の現状に関する業界主導の分析が含まれ、欧州委員会の支援を受け、競争ルール(8)を遵守しつつ、対処すべき主要課題を特定する。この分析は、必要な条件が満たされた場合、将来の貿易調査の対象となる優先分野を特定するための基盤となるだろう。アライアンスに提案されるその他の成果物は、市場監視活動の優先順位付け、市場需要の刺激、及びリサイクルポリマーの通関コードの開発のための基盤を提供する。

まず、欧州委員会は、循環型プラスチックアライアンスの将来の活動の基盤を整備するため、プラスチックの競争力のある循環性に関するハイレベル対話を開催する。

対策	タイムライン
循環型プラスチックアライアンスを再始動し、2026年までの作業計画に合意し、加盟国が参加するプラスチックの循環性に関するハイレベル対話を開催する。	2026年第1四半期

より公正な市場

EUでは、シングルユースペットボトルから包装に至るまで、製品における再生プラスチック含有量に関する既存の法的拘束力ある目標が、循環性の向上を確実なものにし、プラスチックバリューチェーンへの投資を強く促し、環境保護の向上に貢献している。これらの目標は、EUで生産される再生プラスチックのビジネスケースを創出する。しかしながら、これまでの経験から、EUにおける再生プラスチック市場創出に向けた取り組みは、原料や完成品の輸入をも促進してきたことが明らかになっている。EUに拠点を置くプラスチックリサイクル業者は、EUの目標によるプル効果を利用するため、バージンプラスチックであるにも係らず「再生品」として販売されており、多くの場合、EU産の同等品よりも低価格で販売されていると報告している。従って、公平な競争環境を確保し、EUのリサイクル業者や生産者が不公正な貿易競争によって不当な価格に晒されることを回避することが急務である。欧州委員会は、プラスチック産業を不公正かつ有害な輸入競争から保護することに全力で取り組んでいく。

欧州委員会は、ダンピング輸入や補助金交付による輸入品によって損害を受けたEU産業界からの証拠を受け取った場合、貿易防衛調査を実施する。欧州委員会は、これまでにプラスチック産業関連製品に対し、6件の貿易防衛措置を発動している。特にPETについては、中国に対して反ダンピング措置、インドに対してはリサイクルPETとバージンPETの両方を対象とした反補助金関税を発動している。現在、幅広いプラスチック関連製品を対象と

した追加調査が進行中である。

更に、欧州委員会は、新設の輸入監視タスクフォースと、2025年3月に導入された特定の工業用化学物質向けの専用監視システムの両方を通じて、プラスチックの輸入を監視する。欧州委員会は、EUの生産者及び団体に対し、結果の検証と、循環型プラスチック同盟の支援を受けつつ、適切な場合に保護措置を導入するための市場情報と業界が直面する経済状況に関する更なるデータ提供を求めていく。欧州委員会は、有害な輸入急増が確認された場合、十分に裏付けられた要請に基づき、貿易防衛調査を開始する用意がある。

欧州委員会はまた、EU産プラスチックと輸入プラスチックの公平な競争条件を確保するため、税関及び各国の市場監視当局による統一的な適用と執行を支援する措置を講じる。現行の税関コードは、バージンプラスチックとリサイクル製品を区別しておらず、プラスチック材料、製品、廃棄物の輸入を適切に監視するのに十分な詳細さが無い。このため、当局や市場運営者がリサイクル材とバージンプラスチックの輸入を区別することが著しく阻害されている。

PETボトルなどのリサイクルプラスチックの主要市場セグメントを含む食品接触材料については、食品接触用リサイクルプラスチック材料及び成形品に関する欧州委員会規則(EU) 2022/1616に間もなく行われる改正により、EUに輸入されるリサイクルプラスチックに対し、より厳格なコンプライアンス文書要件が導入される予定である。この改正が採択されれば、リサイクル材専用の税関コードの作成の根拠となり、輸入管理が円滑化される。この改正は、リサイクル業者と食品接触材料の製造業者に法的確実性を提供し、国内生産品と輸入品の公平な競争条件を整備する。

欧州委員会は、他のセクターに関連するリサイクルポリマーについても、個別の税関コードの作成に向けて取り組む。これにより、EU域内に輸入されるリサイクルポリマーの監視が改善され、税関当局がEU規則の遵守状況を確認し、自由流通への放出を検証する上での支援が強化される。追加措置は、今後の輸入管理メカニズムの一環として、プラスチック輸入に関するEU規則の実際的な施行を支援する。食品接触用の再生プラスチック材料及び成形品に関する欧州委員会規則(EU) 2022/1616に厳格なコンプライアンス文書要件を導入することで、EUに輸入される、又はEUで生産される食品接触用の再生プラスチックのコンプライアンスレベルが一層保証され、輸入材料に関する公平な競争条件が整う。欧州委員会は、EU域外で稼働しているリサイクル施設の施行状況について監査を実施し、再生PETとして申告された貨物が実際にプラスチック廃棄物からリサイクルされたものかどうかを検証するための新しい分析方法の導入において管理ラボを支援する(9)。権限のある税関の管理ラボを訓練するために、TAIEX-EIR PEER 2 PEER ツールが導入される。

これらの輸入措置は、2026年にプラスチック廃棄物の輸出に適用開始される新制度を補完するものである。2026年11月以降、OECD非加盟国へのプラスチック廃棄物の輸出は禁止される。これは、廃棄物管理に関連する環境及び人の健康リスクに直面する可能性が高い国へのプラスチック汚染の輸出を防止するためである。同時に、欧州委員会はOECD加盟国へのプラスチック廃棄物の輸出を監視し、廃棄物輸送規則に基づき、2026年第2四半期までに、これらの廃棄物が持続可能な方法で管理されているかどうかを評価する。特に、EUから大量のプラスチック廃棄物を輸入しているOECD加盟国に注目する。

対策	タイムライン
食品接触用再生プラスチックに関する規則（EU）2022/1616を改正する。	2026年第2四半期
規則2022/1616の改正に基づき、個別の通関コードの作成要請を開始するとともに、他の再生ポリマーについても個別の通関コードの追加作成に向けた作業を進める。	2026年第2四半期
PETを含む食品接触材料の専用監査を実施する。	2026年
各国の市場監視当局が管理機能を果たせるよう、管理ラボを支援し、TAIEXセミナーを開催する。	2026年第1四半期

EUプラスチックバリューチェーンにおける公平な競争条件を確保するための追加措置の必要性を判断するための評価 2026年を通して

2. 投資とイノベーションの促進

循環型経済の加速には投資が鍵となる。欧州委員会は欧州投資銀行と共同で、EUにおける循環型経済への年間投資ギャップを820億ユーロと推定している。現在、循環型経済への資金の約7%は公共部門からの資金である。提案されている複数年度財政枠組みは、国家・地域パートナーシップ計画を含む投資促進のための重要なツールを提供する一方で、資金の大部分は民間資金から調達する必要がある。この目的のためには、必要に応じて公的資金へのインセンティブや補完を含め、民間投資を活用するためのあらゆるツールを活用する必要がある。現在の水準と比較して大幅な追加投資を必要とする主要なバリューチェーンは、建設（年間180億ユーロ）、自動車・電池（年間100億ユーロ）、電子機器・ICT（年間50億ユーロ）、繊維（年間50億ユーロ）である。

投資、イノベーション、循環性を促進するため、欧州委員会は、競争力調整ツールに基づき、域内循環型ハブに焦点を当てたパイロット事業を開発する。クリーン産業協定（CDI）に基づき、このパイロット事業は、EUの競争力とレジリエンス（回復力）を強化しつつ、環境

目標の達成を支援することを目指す。リサイクルなどの循環型技術・慣行における相乗効果と規模の経済性を活用し、戦略的バリューチェーン全体に亘って製造業者、リサイクル業者、廃棄物処理業者を結集することで、循環性に関するビジネスケースを強化する。EU 域内での二次原材料の供給を確保することで、このパイロット事業は戦略的な下流産業を支援し、第3国への依存を軽減し、EU の戦略的自立性に貢献する。実施に当たっては、個々の加盟国だけでは困難な可能性のある産業能力への投資と規制措置を組み合わせる。投資家の信頼を獲得し、循環型経済の推進における EU の競争力を高めるためには、協調的な行動が不可欠であり、これには大規模インフラと安定した長期的市場シグナルに依存するセクターも含まれる。このパイロット事業は、既存の産業界および地域間 (10) パートナシップを活用し、官民の資金を動員し、既存の EU 及び各国の法律を基盤とする。また、採択される循環型経済法を補完するものとして設計されている。

欧州投資銀行 (EIB) と複数の国立振興銀行 (11) が 2019 年に立ち上げた循環経済に関する共同イニシアティブ (JICE) は、2019 年から 2024 年の間に 160 億ユーロ以上を投資することで、循環経済プロジェクトへの資金調達を加速させてきた。この成功を基に、また EU の循環型経済への移行を推進するため必要な今後の取り組みを踏まえ、欧州委員会は、欧州投資銀行 (EIB) 及びその他の JICE メンバーと協力し、循環経済への移行を更に加速するためのチーム・ヨーロッパ・アプローチを推進していく。更に、EIB グループの気候銀行ロードマップ・フェーズ 2 (2026~2030 年) に表明されているように、EIB は 2026 年に循環経済へのコミットメントを強化し、専用の循環経済オリエンテーションを導入する。より広くは、EIB グループは、効率性、安全性、成長の主要な原動力であり、欧州の産業・農業政策の中核要素である循環経済への支援を強化していく。

投資ギャップを埋めるためには、国レベル及び地域レベルでの投資の増加も不可欠である。欧州委員会は、加盟国に対し、クリーン・インダストリアル・ディール (CID) 国家補助金枠組み、気候・環境保護・エネルギーに関する国家補助金に関するガイドライン、EU 一般一括適用免除規則など、既存の可能性を最大限に活用するよう求める。クリーン・インダストリアル・ディールを支援するための新たな国家補助措置枠組みは、循環型経済プロジェクトを含むクリーン・インダストリアル・ディールの目標に関連するプロジェクト・ポートフォリオのリスク軽減を通じて、加盟国が民間投資を一層促進する可能性を提供する。

投資ギャップと投資機会をより適切に特定するため、欧州委員会は、循環型経済への移行が EU の成長と競争力にどのように貢献するかを示す、的を絞ったマクロ経済指標及びマクロ金融指標の開発を目的とした調査を開始する。

この作業は、環境経済会計の進行中の進展、特に環境経済会計システム (SEEA) への循環

型経済指標の統合と整合するものである。この作業の結果は、欧州委員会のモニタリング活動に役立てられ、欧州環境機関（EEA）、欧州投資銀行（EIA）、OECD を含む全ての関連する EU 及び国際的なデータ提供者およびパートナー、そして産業界、学界、市民社会の協力を得ることになる。

欧州委員会は、ホライズン・ヨーロッパを通じて、プラスチックの循環性向上に向けた研究とイノベーションを支援している。2021 年から 2024 年の間に、1 億 1,500 万ユーロがプラスチックの循環性向上に充てられ、革新的な循環型食品プラスチック包装、使用済みプラスチック廃棄物からの有害物質の除去、様々な用途向けの新しいバイオベースプラスチックといった革新的なソリューションの提供が行われた。プラスチック分野の主要なバリューチェーン、即ち、包装、建設製品、輸送において、イノベーションが促進されています。最も有望なソリューションは、EU の循環型経済への移行を加速させ、その規模拡大を支援する官民双方の資金との相乗効果を高めることに繋がる。これらの研究開発イニシアティブに加え、イノベーション基金は、高度に革新的なソリューションの市場展開を継続的に支援していく。これまでに、関連する公募を通じて約 3 億ユーロの資金がプラスチック関連プロジェクトに交付され、プラスチック製品の循環性が大幅に向上する。

最後に、今月採択された環境アセスメントの迅速化と合理化に関する規則案（12）は、廃棄物の抑制、分別収集、再利用、再利用準備、リサイクルに関連するプロジェクトを含む、幅広い戦略的セクターにおける許可手続きの調和、簡素化、迅速化を図るものである。この改革により、規制の予測可能性が向上し、質の高いリサイクル及び循環型インフラへの投資が促進される。

これらの措置は、循環型経済を含む将来の欧州競争力基金によるクリーンな移行と脱炭素化の期間から生じる追加的な投資とイノベーション支援、そして新たな欧州研究領域プラットフォーム（13）といった追加的な投資イニシアティブを補完するものである。

対策	タイムライン
競争力調整ツールに基づき、地域横断循環型ハブに焦点を当てたパイロット事業を開発する。	2026 年第 1 四半期
循環型経済が EU の成長と競争力にどのように貢献しているかを示すため、対象となるマクロ経済指標とマクロ金融指標をより適切に評価するための調査を開始する。	2026 年第 1 四半期

3. 欧州の循環型時代 本日のパッケージは、プラスチックの循環性を支援する既存の EU

の重要な取り組みの成果を基盤として、この方向に向けた重要な一歩となる。これは、2025年と2026年に展開される、相互に補完し合う循環型経済イニシアティブの第一弾である。

循環型経済法は、廃棄物及び二次原材料の単一市場を創設し、既存の障壁に対処し、高品質な欧州産リサイクル材の供給を増加させ、二次原材料及び循環型製品への需要を刺激する。重要なのは、これらの取り組みが、EU エコラベル規則、持続可能な製品のためのエコデザイン規則、及びその最初の作業計画の実施を含む既存の政策によって強化されることである。デジタル製品パスポートの支援を受け、これらの措置は透明性を高め、輸入原材料への依存を低減し、欧州企業が調和のとれた単一市場において循環型ビジネスモデルを拡大するのを支援する。

循環型経済への移行は、EU の経済安全保障、競争力、レジリエンス、そして脱炭素化にとって不可欠である。ヨーロッパは今、世界の循環型経済への移行を主導するまたとない機会を得ている。

Have your say 「プラスチック廃棄物 – EU 全体の廃棄物でなくなる基準」 2025 年 12 月 23 日

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14848-Plastic-waste-EU-wide-end-of-waste-criteria_en

プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準に関する欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC の適用に関するルールを定める欧州委員会施行規則 (EU) …/…XXX

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約に鑑み、

廃棄物に係る、及び特定の指令を廃止する 2008 年 11 月 19 日欧州議会及び閣僚理事会指令 2008/98/EC [1]、特にその第 6 条(2)に鑑み、

一方：

(1) EU 全体におけるプラスチックの廃棄物処理基準は、再生プラスチック及び新製品の製造に使用可能な二次原材料の単一市場の創出を強化し、リサイクル業者、特に中小企業の行政負担を軽減し、プラスチックの輸送に関連するコストを削減する上で重要である。廃棄物

の最終処分基準を策定し、EU 全域で高品質なリサイクル材の安定供給を確保するとともに、循環型経済を推進する。今後制定される循環型経済法は、高品質なリサイクル材の供給を促進し、二次原料や循環型製品への需要を刺激するとともに、原料コストを削減するための手段として、廃棄物最終処分基準を規定すること。

(2) 欧州委員会共同研究センター（「JRC」）は、EU 全域で更なる廃棄物最終処分基準を策定するための優先廃棄物ストリームのリストを特定するための調査を実施した[2]。この調査では、最も可能性の高い 5 つの廃棄物カテゴリが強調され、プラスチック廃棄物が最優先ストリームに位置付けられた。この調査に続き、JRC は EU 全域におけるプラスチック廃棄物の最終処分基準に関する技術提案に関する報告書（「報告書」）[3]を公表し、繊維及び建設廃棄物・解体廃棄物の鉱物成分に関する EU 全域における廃棄物最終処分基準に関する技術提案の策定に着手したこと。

(3) 上記の報告書によると、EU 全体の廃棄物最終処理基準に適合する可能性が高いプラスチックは、ポリマーの種類や供給源に関わらず、熱可塑性ポリマー及び熱可塑性ポリマーの混合物である。熱可塑性ポリマーとは、加熱により軟化し、冷却により再び固化し、再成形が可能なポリマーである。熱可塑性ポリマーの例としては、ポリエチレン（PE）、ポリエチレンテレフタレート（PET）、ポリプロピレン（PP）、ポリスチレン（PS）などが挙げられる。これらは最も一般的なプラスチックであり、汎用プラスチックとも呼ばれていること。

(4) 本規則に規定される、プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準は、リサイクルによって得られる払出物が、i) 新しいプラスチック製品又はプラスチック部品を含む製品の製造に使用できる状態であること、ii) 製品に適用される既存の法律及び基準に準拠していること、iii) 環境又は人の健康に全体的に影響を与えないことを保証するものでなければならない。払出しプラスチックが、エネルギー回収、化学品・燃料製造のための原料、埋め戻し作業など、新たなプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品の製造以外の目的で使用される場合、当該材料が本規則に定める基準に従って既に廃棄物でなくなるステータスを取得している場合を含め、廃棄物でなくなるステータスを付与されるべきではない。二次原料市場の円滑化を図るため、本規則に定める廃棄物でなくなる基準は、再生プラスチックに適用され、最終的なプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品には適用されないこと。

(5) 本規則に従って廃棄物でなくなるステータスに達した材料を用いて特定の製品を製造することは可能であるが、当該材料をより高価値用途にも使用できるようにするために、他の回収作業を実施する必要がある場合がある。これは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1935/2004[4]及び欧州委員会規則(EU) No 2022/1616[5]に従って再生プラスチックの

食品接触材料を製造する場合に当てはまる。これらの規則によれば、プラスチック投入物は、その材料が食品接触に適していることを保証するため、汚染除去されなければならないこと。

(6) 本規則の目的におけるリサイクル作業には、メカニカルリサイクル及び溶剤ベースのリサイクル（これらはフィジカルリサイクルとも呼ばれる）が含まれる。これらのリサイクル作業は、プラスチックを構成するポリマー鎖を意図的に変化させるものではないが、分子量が僅かに増加する可能性がある。従って、投入プラスチックの予備的な選別作業又は目視検査を実施するだけでは、廃棄物でなくなる基準を満たすのに十分とは見なされないこと。

(7) 欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2024/1157[6]は、EUからのプラスチック廃棄物の輸出に関する規則を定めている。同規則は、処分作業のためのプラスチック廃棄物の輸出、並びに同規則の A3210 及び Y48 に分類されるプラスチック廃棄物の、回収作業のための廃棄物の国境を越える移動の規制に関する OECD 理事会決定[7]の適用範囲外の国（「非 OECD 諸国」）への輸出を禁止していること。

(8) 規則(EU) 2024/1157 は、同規則の B3011 に分類される清浄で無害なプラスチック廃棄物の EU 域外への輸送は、(i) 同規則第 II 編第 1 章に規定される事前の書面による通知及び同意の手続きに従うこと、及び(ii) 汚染物質の含有量に関する拘束力ある規則を遵守することを義務付けている[8]。更に、同規則は 2026 年 11 月 21 日から、B3011 に分類されるプラスチック廃棄物の「非 OECD 諸国」への輸出も禁止していること。

(9) EU 域外からのプラスチック廃棄物の輸出に関する上記の規則に鑑み、本規則は、これらの輸出制限を損なわない範囲で、プラスチック廃棄物の最終処分基準を定めるべきである。従って、本規則は、投入材として使用されるプラスチック廃棄物及びリサイクルプロセス自体に関する要件の設定に加え、払出しプラスチック中に含まれる異物（即ち、本規則の適用範囲外のプラスチックポリマー及び非プラスチック材料）の閾値に関する具体的な基準も導入する必要があること。

(10) 規則(EU) 2024/1157 に規定されている規則と本規則で確立された規則との区別を容易にし、それらの施行を容易にするために、廃棄物を B3011 に分類するための汚染レベルの閾値と、プラスチック廃棄物が最終処分基準を満たしていると判断するための異物レベルの閾値が同じにならないようにすることが重要である。従って、プラスチックリサイクル材中の異物含有量が 1.9%未満という閾値は、プラスチック廃棄物の最終処分基準の一つとして設定されている。更に、この規則には、EU 域外へのプラスチックリサイクル材の輸出について、ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP)、及び／又はポリエチレンテレフタ

レート (PET) の混合物を除き、プラスチック製品には 1 種類の熱可塑性ポリマーのみを含めることができるという追加基準が含まれている。これは、OECD 加盟国及び非加盟国に同様に適用される規則 (EU) 2024/1157 の B3011 項に定められた要件と一致している。この基準値と追加基準により、次のことが保証される：i) プラスチック廃棄物の輸送に関する規則を回避するリスクが低減される；ii) 異物基準値が技術的及び経済的に実現可能であり、加盟国における現在のプラスチックリサイクル慣行と整合している；iii) リサイクル業者に対する要件が明確に定義されている；iv) EU 域内でリサイクルプラスチックを使用できないリスクが低減される。

(11) 廃棄物最終処理基準への適合を証明するため、プラスチック再生材の生産者は品質管理システムを導入し、生産者又は輸入者は、廃棄物ではなくなったプラスチック廃棄物について適合宣言を発行すること。

(12) 欧州委員会は、本規則の実施状況の監視に基づき、また、廃棄物最終処理基準が適用可能な回収作業の一つとしてケミカルリサイクルを含む、プラスチック廃棄物の処理に関する技術開発を考慮するため、本規則を評価し、必要に応じて見直すものとする。

(13) 本規則に規定される措置は、指令 2008/98/EC 第 39 条に基づいて設置された委員会の意見と整合していること。

(14) 事業者が、プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準に適応するための十分な時間を確保するため、本規則の適用を延期する必要があること。

次の規則を採択する：

第 1 条 適用範囲

本規則は、第 2 条に定義されるプラスチック廃棄物であって、プラスチックを構成するポリマー鎖を意図的に変化させることを意図しないリサイクル作業を受けるものに適用する。

第 2 条 定義

本規則の適用上、以下の定義を適用する：

(1) 「プラスチック」とは、欧州議会及び閣僚理事会指令(EU)2019/904[9]第 3 条第 1 項に定義されるプラスチックをいう；

(2) 「プラスチック廃棄物」とは、廃棄された熱可塑性ポリマー及び熱可塑性ポリマーの混合物（ポリマーの種類及び供給源を問わない。）をいう；

- (3) 「メカニカルリサイクル」とは、予備選別、選別、粉碎、洗浄、乾燥、再造粒、配合等の機械的処理によるプラスチック廃棄物のリサイクルをいう。但し、プラスチックを構成するポリマー鎖は保持される；
- (4) 「溶剤ベースのリサイクル」とは、熱及び溶剤を用いてプラスチック廃棄物をポリマー及び添加剤の溶剤に溶解し、その後、化学分解反応又はポリマー鎖の変化を起こさずに、添加剤及びポリマーを溶液から分離する処理をいう；
- (5) 「投入プラスチック」とは、リサイクル事業の投入物として使用されるプラスチック廃棄物をいう；
- (6) 「払出しプラスチック」とは、メカニカルリサイクル作業又は溶剤ベースのリサイクル作業からポリマーの形で得られるプラスチックをいう；
- (7) 「プラスチック再生物」とは、廃棄物でなくなり、新たなプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品の製造のための二次原料として使用できる払出しプラスチックをいう；
- (8) 「事業者」とは、プラスチック廃棄物又はプラスチック再生物を保有する自然人又は法人をいう；
- (9) 「生産者」とは、プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなった後に初めてプラスチック再生物を他の事業者に移譲する事業者をいう；
- (10) 「輸入者」とは、EU 域内に所在する自然人又は法人で、EU 域内の関税領域にプラスチック再生物を搬入する者をいう；
- (11) 「資格を有する職員」とは、第 5 条に規定される品質マネジメントシステムの一環として自己監視要件に定められた管理措置を実施するための資格を有する経験及び／又は訓練を受けた職員をいう；
- (12) 「委託品」とは、ある事業者から他の事業者に引き渡されることが意図され、1 つ又は複数の輸送ユニットに収納されている可能性のある、払出しプラスチックのバッチをいう；

(13) 「目視検査」とは、委託品の代表的な全ての部分を対象に、1 つ又は複数の人間の感覚及び非専門的な機器を用いて、手作業による操作その他の感覚検査、又は適切な携帯型センサーの使用を伴う、払出しプラスチックの検査をいう；

(14) 「有害物質」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1272/2008[10]附属書 I 第 2 部から第 5 部に規定される物理的危険、健康危険又は環境危険に関する基準を満たす物質をいう；

(15) 「ポリマー」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1907/2006[11]第 3 条(5)に定義される意味を有する；

(16) 「適合性評価機関」とは、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 765/2008[12],[13]第 2 条(13)に定義される意味を有し、同規則(EC) No 10 条に従ってピア評価を受けた国の認定機関によって認定されたものをいう；

(17) 「環境検証機関」とは、適合性評価機関、自然人、法人、又はこれらの者の団体若しくはグループであって、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1221/2009[14]第 2 条ポイント(30)又は(31)に定義される国の認定機関又はライセンス機関によって認定又はライセンスを受け、同規則第 31 条に従ってピア評価の対象となるものを意味する；

(18) 「異物」とは、熱可塑性プラスチック以外のポリマー、リサイクル作業の対象とならない熱可塑性ポリマー、及び非プラスチック材料をいう；

(19) 「非プラスチック材料」には、金属、紙、ガラス、土、砂、灰、塵埃、ワックス、ビチューメン、セラミックス、木材を含むが、これらに限定されない。ポリマーの特性を向上させるために意図的に添加された結果、ポリマーマトリックスに結合した材料は除く。

第 3 条 廃棄物の終焉

1. プラスチック廃棄物は、次に掲げる全ての条件が満たされる場合、廃棄物として扱われなくなる：

(a) リサイクル作業の投入プラスチックとして使用されるプラスチック廃棄物が、附属書 I セクション 1 に定める要件に適合していること；

(b) プラスチック廃棄物が受けるメカニカルリサイクル作業及び溶剤ベースのリサイクル作業が、附属書 I セクション 2 に定める処理工程及び技術に適合していること；

(c) メカニカルリサイクル作業又は溶剤ベースのリサイクル作業から生じる払出しプラスチックが、更なる処理作業を行うことなく、新たなプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品の製造に直接使用することができ、かつ、附属書 I セクション 3 に定める製品品質に関する要件に適合していること；

(d) 生産者又は輸入者が第 4 条に定める要件を遵守していること；

(e) 生産者が第 5 条に定める要件を遵守すること。

2. 第 1 項(c)の規定に係らず、廃棄物でなくなったプラスチック製品は、より価値の高い製品又は成形品の製造に使用できるように品質を向上させるため、更なる加工を行うことができる。

第 4 条 適合宣言

1. 生産者又は輸入者は、第 3 条に定める廃棄物でなくなる基準を満たすプラスチック再生材料の各委託について、附属書 II に定める様式を用いて適合宣言を発行しなければならない。

2. 生産者又は輸入者は、当該委託の次の事業者に当該適合宣言を送付しなければならない。

3. 生産者又は輸入者は、適合宣言の写しを発行日から少なくとも 3 年間保管し、国の所管の官庁の要請に応じて、当該適合宣言を提供するものとする。

4. 適合宣言は、電子形式によるものとする。

第 5 条 品質管理システム

1. 生産者は、第 3 条に定める廃棄物最終処理基準への適合を実証できる品質管理システムを実施しなければならない。

2. 品質管理システムには、次に掲げる各事項に関する一連の文書化された手順を含めなければならない：

(a) リサイクル事業の投入プラスチックとして使用されるプラスチック廃棄物のモニタリング（品質管理措置及びリスク管理措置を含む。）；

(b) 処理工程及び処理技術のモニタリング；

(c) リサイクル事業から得られる払出しプラスチックの品質のモニタリング(サンプリング及び分析の指示並びにその頻度を含む。)；

(d) (a)、(b)及び(c)に従って実施されたモニタリング結果の記録の保管；

(e) 払出しプラスチックの品質に関する顧客からのフィードバックの記録の保管；

(f) 第3条に定める廃棄物最終処理基準への不適合があった場合に、リサイクル事業の実施状況を改善するために講じられた措置の記録の保管；

(g) 品質管理システムの見直し及び改善；

(h) 職員の研修。

3. 品質マネジメントシステムは、附属書 I に規定する廃棄物最終処理基準ごとに定められた全ての具体的な自己監視要件を網羅しなければならない。

4. 品質マネジメントシステムは、次のいずれかの機関によって認証されなければならない：

(a) 適合性評価機関；又は、

(b) 環境検証機関。

5. 第4項に規定する機関は、品質マネジメントシステムが第2項に定める品質保証手順に関する要求事項を満たしていることを検証しなければならない。検証は3年ごとに実施しなければならない。

6. 第4項に規定する機関は、欧州議会及び閣僚理事会規則(EC) No 1893/2006[15]に規定される以下のNACEコードのうち少なくとも1つを対象範囲とする認定又は免許を取得している場合にのみ、第5項に規定する検証を実施することができる：

- NACE コード 20 (化学薬品及び化学製品の製造)

- NACE コード 22 (ゴム及びプラスチック製品の製造)

- NACE コード 38 (廃棄物の収集、処理及び処分活動；材料回収)

7. 第 3 国に所在するリサイクル施設からプラスチックを輸入する者が、EU 市場にプラスチック再生材の投入を認められるためには、第 3 国の供給者に対し、本条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める要件に適合し、かつ、第 4 項に規定する機関のいずれかによって検証された品質管理システムを実施することを要求するものとし、当該機関は、規則(EC)No 第 765/2008 又は欧州委員会決定 2011/832/EU[16]と併せて規則(EC)No 1221/2009 に定める仕様に従い、第 3 国で事業を行うための特定の認定又はライセンスを取得するものとする。

8. 第 3 国に所在するリサイクル施設からプラスチックを輸入する者が第 7 項に定める要件を満たさない場合、輸入されるプラスチックは廃棄物と見なされ、これに拠り、規則(EU)No 2024/1157 を遵守するものとする。

9. 生産者は、規則(EC) No 1221/2009 第 2 条(26)に定義される執行当局に対し、要請に応じて品質管理システムへのアクセスを提供しなければならない。

第 6 条 見直し

欧州委員会は、本規則の実施状況の監視に基づき、また、プラスチック廃棄物の処理に関する技術開発を考慮するため、遅くとも 2029 年 1 月 1 日までに本規則を評価し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第 7 条 発効及び適用

本規則は、欧州連合官報における公示の日から 20 日目に発効する。

本規則は、2026 年 7 月 1 日から適用される。

本規則は、その全体が拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて策定

[署名者に応じて、2つの選択肢から選択されたい。]

欧州委員会を代表して 委員長 [...]

委員長を代表して [...] [ポジション]

附属書 I プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなる基準

セクション1 投入材として使用されるプラスチック廃棄物に関する要件

	基準	自己監視要件
1.1	<p>投入プラスチックは、指令 2008/98/EC 第 3 条ポイント 2 に定義される有害廃棄物に分類されないか、リサイクル作業前に有害廃棄物に分類されないように処理することが可能でなければならない。</p> <p>投入プラスチックは、リサイクル作業から生じる払出しプラスチック（表注(1)）が同規則第 3 条に基づき有害物質に分類されない場合に限り、規則(EC) No 1272/2008 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき有害物質に分類される物質を含むことができる。</p> <p>投入プラスチックには、リサイクル作業から生じた払出しプラスチック（表注（1））に、附属書 XIV に記載されている物質の使用に関する認可規定を定めた第 56 条を含む、同規則に準拠した物質が単独又は混合物として含まれている場合にのみ、規則（EC）No 1907/2006 で制限されている物質を含めることができる。</p> <p>投入プラスチックには、欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) 2019/1021(1)附属書 IV に定められた限度値を超える濃度の残留性有機汚染物質（POPs）が含むことができるが、これは以下の条件のうち少なくとも 1 つが満たされている場合に限り：</p> <p>（a）投入プラスチックの POPs 濃度が、規則(EU) 2019/1021 附属書 IV に定められた限度値を下回る可能性のある（前）処理工程が実施されていること；</p> <p>（b）適用される処理プロセス及び技術に</p>	<p>受入管理は、受け入れた全てのプラスチック廃棄物の目視検査及び付帯文書の分析という形で、資格を有する職員によって実施されなければならない。特に、事業者は廃棄物の起源に関する文書の提出を求めなければならない。</p> <p>リサイクル施設の事業者は、有害廃棄物、有害物質、又は規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EU) 2019/1021 で制限されているその他の物質を含む廃棄物を検出するために、適切な管理措置を講じなければならない。管理措置は、品質管理システムに基づいて文書化されなければならない。</p> <p>プラスチック廃棄物中の POPs については、POPs 含有量を分離するための（前）処理手順は、品質管理システムに基づいて文書化されなければならない。</p> <p>廃電気電子機器、廃車、建設廃棄物及び解体廃棄物、並びに廃電池に由来する投入材料には、特に注意を払わなければならない。廃電気電子機器、廃車、建設廃棄物及び解体廃棄物、並びに廃電池に由来する材料は、有害物質に適用される全ての必須処理要件を満たしているものとする。廃電気電子機器及び廃車に由来する投入材料を受け入れる場合、処理施設の運営者は、前所有者に対し、廃電気電子機器及び廃車に関する関連処理要件への適合を証明する文書の提出を求めなければならない。この文書は、品質管理シ</p>

	<p>より、リサイクル作業から生じる物質単体又は混合物が、規則(EU) 2019/1021 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき POPs の製造、上市及び使用を制限する規定を満たす程度まで、当該投入部分を処理できること。</p>	<p>システムに記録されなければならない。</p>
<p>1.2</p>	<p>投入プラスチックは、プラスチックを含む廃棄物のあらゆる発生源に由来できる。</p> <p>以下の材料は、投入プラスチックとして使用してはならない：</p> <p>(a) 医療廃棄物（発生源で分別された非有害性プラスチック医療廃棄物を除く）；</p> <p>(b) 使用済み吸収性衛生用品。</p>	<p>リサイクル施設の運営者は、本基準 1.2 で制限される材料を含む投入プラスチックのバッチを識別し、除去するための適切なリスク管理措置を確立しなければならない。</p> <p>受け入れた全ての投入プラスチックの目視検査及び付随文書の分析という形態の品質管理措置は、本基準 1.2 で制限される材料を含む投入プラスチックを識別する方法について訓練を受けた資格のある職員によって実施されなければならない。</p> <p>リサイクル施設の運営者は、プラスチックに含まれる医療廃棄物が有害性を有しないことを保証するため、適切な品質管理措置を講じなければならない。具体的には、運営者は医療廃棄物の起源、分別、保管及び輸送に関する文書の提出を求めなければならない。品質管理措置は、品質管理システムに基づいて文書化されなければならない。</p> <p>リサイクル施設の運営者は、使用した投入プラスチック（受領日、供給業者、原産地、受領した投入プラスチックの種類及び数量）及び不合格とした投入プラスチック（不合格日、供給業者、原産地、種類、投入プラスチックの数量及び不合</p>

		格理由) の記録を保持しなければならない。これらのデータは、品質管理システムに基づいて記録されねばならない。
--	--	--

セクション 2 処理プロセス及び処理技術に関する要件

	基準	自己監視要件
2.1	<p>リサイクル施設の運営者は、適格な投入プラスチックを受領した後、汚染を避けるため、不適格な投入プラスチックとは別に保管しなければならない。</p> <p>この規則の第3条に定められた廃棄物最終基準に適合する払出しプラスチック（表注(1)）、即ちプラスチックリサイクル材は、これらの基準に適合しない払出しプラスチックとは別に保管されなければならない。</p>	<p>本基準に定める投入材料及び払出し材料の分別保管要件を満たすために実施される手順は、品質管理システムにおいて文書化されなければならない。</p>
2.2	<p>メカニカルリサイクル及び溶剤ベースのリサイクル作業は、プラスチック廃棄物のポリマーの分子鎖を意図的に変化させてはならない。但し、ポリマー鎖の分子量を僅かに増加させることは除く。</p> <p>メカニカルリサイクル及び溶剤ベースのリサイクル作業には、払出しプラスチック（表注記(1)）をプラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品の製造に使用するために必要な全ての処理工程が含まれていなければならない。</p>	<p>処理工程の順序は、品質管理システムにおいて文書化されなければならない。</p>
2.3	<p>適格な投入プラスチックは、以下の条件を満たす範囲で処理されなければならない。</p> <p>(a) リサイクル作業から生じる払出しプラスチック（表注記(1)）は、規則(EC) No 1272/2008 第3条及び同規則附属書Iに基づき有害物質として分類されない；</p>	<p>本基準に示されているように、規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EU) 2019/1021 で制限されている有害物質又はその他の物質を含む可能性のある有害廃棄物及びプラスチック廃棄物の処理には、特に注意を払わなければならない。</p>

<p>(b) リサイクル作業から生じる物質は、それ自体又は混合物として、規則(EC) No 1907/2006 (附属書 XIV に掲げる物質の使用及び市場への上市に関する認可規定を定める第 56 条、並びに附属書 XVII に掲げる物質の製造、上市及び使用の条件を定める第 67 条を含む) に準拠する；</p> <p>(c) リサイクル作業から生じる物質は、それ自体又は混合物として、規則(EU) 2019/1021 第 3 条及び同規則附属書 I に基づく POPs の製造、上市及び使用を制限する規定を満たす。</p> <p>指令 2008/98/EC 第 18 条(1)に従い、投入材料は、他の種類の有害廃棄物又は他の廃棄物、物質若しくは材料と混合又は希釈してはならない。同指令第 18 条(2)に定める特例が適用される。規則(EU) 2019/1021 第 7 条(2)によれば、同規則の附属書に掲げる物質から構成され、含有し、又は汚染された廃棄物は、POPs 含有量が確実に破壊されるか、又は不可逆的に変化するように処分又は回収されねばならない。</p>	<p>規則(EC) No 1272/2008、規則(EC) No 1907/2006、又は規則(EU) 2019/1021 の物質濃度要件を遵守するために用いられる手順及び方法は、品質管理システムにおいて文書化されなければならない。</p>
--	--

セクション 3 – 製品品質に関する要件

	基準	自己監視要件
3.1	<p>以下の条件を満たさなければならない：</p> <p>(a) リサイクル作業から生じる払出しプラスチック (表注(1)) は、規則(EC) No1272/2008 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき有害物質として分類されないこと；</p> <p>(b) リサイクル作業から生じる物質は、それ自体又は混合物として、規則(EC) No1907/2006 (附属書 XVII で制限される</p>	<p>規則(EC) No 1272/2008、規則(EC) No 1907/2006、又は規則(EU) 2019/1021 への適合性の評価は、貨物に含まれる払出しプラスチックの定性的及び定量的特性評価に基づいて行われるものとする。これらの規則に規定されている免除 (規則(EC) No 1272/2008 第 29 条、規則(CE) No 1907/2006 第 2 条第 7 項、及び規則(EU) 2019/1021 第 4 条を含む) が適用される。</p>

	<p>物質の製造、上市及び使用に関する条件を定める第 67 条を含む) に適合すること；</p> <p>(c) リサイクル作業から生じる物質は、それ自体又は混合物として、規則(EU) 2019/1021 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき、POPs の製造、上市及び使用を制限する規定を満たすこと。</p>	<p>払出しプラスチックの代表サンプルは、本基準に示されているように、有害物質及び規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EU) 2019/1021 に基づき制限されている物質の濃度と性質を測定するために分析されなければならない。これらの代表サンプルは、以下の要因を考慮したリスクに基づくアプローチに基づいて決定された適切な間隔で採取される：</p> <p>(a) 払出しプラスチックの組成の予想される変動パターン（例えば、過去の結果から分かるもの）；</p> <p>(b) リサイクル作業及びその後の加工における投入プラスチックの品質の変動に関する固有のリスク（例えば、有害物質及び規則(EC) No 1907/2006 又は規則(EU) 2019/1021 に基づき制限されている物質を含むプラスチックの平均含有量が高いこと）；</p> <p>(c) モニタリング方法の固有の精度；</p> <p>(d) 結果が、物質を有害とする、又は商業化を制限する濃度閾値に近いこと。</p> <p>モニタリング頻度を決定するプロセスは、品質管理システムにおいて文書化されなければならない。</p>
3.2	<p>払出しプラスチック（表注記(1)）は、プラスチック製品又はプラスチック部品を含む製品の製造におけるプラスチックリサイクル材の使用に関する EU 製品法規制の要件及び業界規格に適合している。</p>	<p>資格を有する職員は、払出しプラスチックの各バッチが法的要件及び適切な規格（顧客規格を含む）に適合していることを確認するものとする。</p>
3.3	<p>払出しプラスチック（表注記(1)）に含まれ</p>	<p>資格を有する職員は、払出しプラスチッ</p>

<p>る異物の総量は、ドライベース重量の 1.9% 未満とする。</p> <p>更に、払出しプラスチック（表注記(1)）が EU 域外の国に輸出される場合、払出しプラスチックは、ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）及び／又はポリエチレンテレフタレート（PET）の混合物を除き、単一の熱可塑性ポリマーで構成されるものとする。</p>	<p>クの各バッチについて目視検査を実施し、製品品質の異常を検出するものとする。</p> <p>水分を含まない払出しプラスチックの代表サンプルは、重量法によって分析し、異物含有量及び性質を測定するものとする。異物含有量は、ドライベースで秤量することにより分析するものとする。</p> <p>特に検査の目的で、クロマトグラフィーや赤外分光法などの補完的な分析技術を異物含有量の測定に用いることができる。</p> <p>材料を凝集又はペレット化するために熱処理を施す場合、異物含有量は、熱処理を施す前の再処理の最終段階で測定するものとする。</p> <p>これらの代表サンプルは、以下の要因を考慮したリスクに基づくアプローチに基づき、適切な間隔で採取されるものとする：</p> <p>(a) 払出しプラスチック組成の予想される変動パターン（例えば、過去の実績に基づくもの）；</p> <p>(b) リサイクル作業及びその後の処理における納入プラスチックの品質の変動に関する固有のリスク；</p> <p>(c) モニタリング方法固有の精度；</p> <p>(d) 結果が異物の閾値に近いかどうか。</p>
---	---

		<p>サンプリングによるモニタリングの頻度は、少なくとも6ヶ月に1回実施し、投入プラスチックの傾向やその他の変化を確実に検出できるように調整される。</p> <p>モニタリングの頻度を決定するプロセスは、品質マネジメントシステムに基づいて文書化されるものとする。</p>
--	--	---

表注(1)：

回収作業の結果として、i) 物質単独、ii) 混合物（例：プラスチック、ゴム）、又は iii) 廃棄物から直接回収された成形品が生成される場合がある。規則(EC) No 1272/2008 は、物品（爆発物及び花火用物品を除く）の危険有害性分類については規定していない。但し、プラスチック製品又はプラスチック部品を含む成形品が生成される時点は、廃棄物処理基準の対象外とする。有害性に関する言及は、物質を混合物として分類するか、物質（組成が未知又は変動する物質、複雑な反応生成物、又は生物学的物質（UVCB 物質）を含む）として分類するかについて適用される。関係事業者は、2つの選択肢のうち、物質の特性に最も適したものを決定するものとする。

附属書 II [本規則（参照）追加予定] 第 5 条に定める廃棄物処理基準への適合に関する声明。

1. 委託品の固有識別コード：

プラスチック再生材の製造者／輸入者：

氏名：

住所：

担当者：

電話番号：

メールアドレス：

2. 委託品の数量（トン）：

3. a) 顧客仕様、業界仕様、又は規格に基づくプラスチック再生材のカテゴリの名称又はコード：

b) 顧客仕様、業界仕様、又は規格の主要な技術規定（異物に関する廃棄物最終製品の品質

要件への適合を含む)：

4. プラスチック再生材委託品は、顧客仕様、業界仕様、又はポイント 3 に規定する規格に準拠している。

5. プラスチック再生材委託品は、[本規則(参照を追加)]附属書 I の投入材料(1.1 及び 1.2)、処理プロセス及び処理技術 (2.1、2.2 及び 2.3)、並びに製品品質 (3.1、3.2 及び 3.3) に関する基準を満たしている。

6. 本貨物のプラスチック再生材は、規則(EC) No 1272/2008 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき有害物質に分類されていない。

本貨物のプラスチック再生材に含まれる物質は、規則(EC) No 1907/2006 (附属書 XIV に掲げる物質の使用及び市場への供給に関する認可規定を定める第 56 条、並びに附属書 XVII で制限されている物質の製造、市場への供給及び使用に関する条件を定める第 67 条を含む) に準拠している。

本貨物のプラスチック再生材に含まれる物質は、規則(EU) 2019/1021 第 3 条及び同規則附属書 I に基づき、残留性有機汚染物質の製造、市場への供給及び使用を制限する規定を満たしている。

7. プラスチックリサイクル材の生産者は、国家認定機関によって認定された認定適合性評価機関、または規則(EC) No 1221/2009 第 2 条ポイント(20)(b)に定義される環境検証機関によって認証された品質管理システムを適用する。プラスチック廃棄物が廃棄物でなくなると EU の関税領域に輸入される場合、品質管理システムは、規則(EC) No 765/2008 又は欧州委員会決定 2011/832/EU と併せて規則(EC) No 1221/2009 に定められた仕様に従い、国家認定機関によって認定された認定適合性評価機関、又は第 3 国で事業を行うための特定の認定又はライセンスを取得する環境検証機関によって認証されるものとする。

8. 本貨物に含まれる材料は、プラスチック製品又はプラスチック部品を含む製品の製造にのみ使用されることを意図している。直接間接、エネルギー又は非プラスチック材料に変換したり、その他の目的に使用したりしてはならない。これらの条件が満たされない場合、プラスチック再生材の使用者は、廃棄物として処理し、廃棄物発生量に関する情報を正確に記録及び報告するため生産者に通知するものとする。

9. プラスチック再生材の生産者／輸入者の宣言：

上記の情報は、私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。

氏名：

日付：

署名：